

令和6年度 糸魚川市 医療技術者・介護従事者 修学資金貸与事業のご案内



〔本制度の大きな特徴〕

養成学校を卒業して、

「5年間」は
糸魚川市外で
就業可能です！

1 貸与する職種

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、薬剤師（病院勤務）、救急救命士（以下「医療技術者」といいます。）、介護福祉士、社会福祉士（以下「介護従事者」といいます。）

※ 市内の医療機関等に勤務することが条件です。自治体（市役所など）には勤務できません。

2 貸与の対象

養成施設を卒業した日の翌月から61か月以内に、養成機関で取得した資格等を活かして市内で医療技術者または介護従事者として就業しようとする方

3 貸与する修学資金の額

一人につき月額3万円又は5万円
(修学中に1回のみ金額を変更することができます。)

4 貸与期間

貸与することを決定した日の属する月から、養成施設を卒業する日の属する月まで

5 貸与の申請

連帯保証人2人を立てて申請し、次の書類を市役所に貸与を受けようとする月の中旬までに提出してください。



【提出書類】 申請書、在学証明書（学部・学年等がわかるもの）、誓約書、履歴書、連帯保証人2名の印鑑証明書と住民税納税証明書（滞納がないことがわかるもの。住民税が課税されていない場合は所得証明書。）

6 返還の義務 ※返還利息は年2.3%で、貸与期間のみにかかる利息です。

- ①養成施設を退学したとき。
- ②修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ③病気等の理由で貸与を1年以上休止したとき。
- ④養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して61か月以内に市内で医療技術者または介護従事者として業務に従事することができないとき。
- ⑤市内で医療技術者、介護従事者として業務に従事した期間の月数が、修学資金の貸与を受けた月数の2分の3の月数に達しなかったとき。

7 返還の免除

市内で医療技術者または介護従事者として業務に従事した期間の月数が、修学資金の貸与を受けた月数の2分の3の月数に達したときには、返還が免除されます。

また、貸与を受けた月数が17月以上の方で、市内で医療技術者・介護従事者として業務に従事した期間の月数が、24月以上から修学資金の貸与を受けた月数の2分の3の月数未満の場合は、一部について返還が免除されます。

8 選考及び通知

修学資金の貸与の選考は、糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与選考委員会が行い、通知します。

9 その他

- ☆ 出身地の要件はありません。糸魚川市以外にお住まいの方もご利用いただけます。
- ☆ 貸与を受ける前に、ご自身の進路や将来設計についてご家族の方と充分お話してください。
- ☆ 詳細については、下記へお尋ねいただくか、糸魚川市HPをご覧ください。
(トップページ中央左側「医療情報」→「医療技術者介護従事者修学資金貸付制度」を確認)
- ☆ 『病院勤務看護師等修学支援補助金』(入学金・授業料・家賃・通学費)と併用可。
- ☆ 当市制度の『UIターン修学資金返済支援事業補助金』とは、併用できません。

制度のご案内
(糸魚川市HP)



問合せ先 糸魚川市役所
○医療技術者：健康増進課 健康づくり係
○介護従事者：福祉事務所 介護保険係
〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号
電 話 025-552-1511
FAX 025-552-1066
E-mail kenko@city.itoigawa.lg.jp